

第5回 議会運営委員会記録

- 1 日 時 平成30年2月19日(月) 午前9時27分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 8名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 委 員 長 | 高 田 保 則 | 委 員 | 宮 澤 一 照 |
| 副 委 員 長 | 佐 藤 栄 一 | 〃 | 阿 部 幸 夫 |
| 委 員 | 渡 辺 幹 衛 | 〃 | 小 嶋 正 彰 |
| 〃 | 岩 崎 芳 昭 | 〃 | 堀 川 義 徳 |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 2名
- | | | | |
|-----|-------|-------|---------|
| 議 長 | 植 木 茂 | 副 議 長 | 横 尾 祐 子 |
|-----|-------|-------|---------|
- 7 説 明 員 0名
- 8 事務局員 3名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 岩 澤 正 明 | 主 査 | 道 下 啓 子 |
| 庶 務 係 長 | 池 田 清 人 | | |
- 9 件 名
- 1) 平成30年第3回妙高市議会定例会の運営について
 - 2) 全員協議会報告事項
 - 3) 核兵器禁止条例に賛同し、批准を求める意見書の提出について

○委員長（高田保則） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。
議長。

○議長（植木 茂） 今ほどは、広報広聴委員会、大変ご苦勞様でございました。引き続きですね、議会運営委員会におきまして、第3回の定例会についてのご審議をよろしくお願ひいたします。

1) 平成30年第3回妙高市議会定例会の運営について

○委員長（高田保則） 平成30年第3回妙高市議会定例会の運営についてを議題とします。①会期について、②会期日割りについて一括説明願ひます。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） お手元の資料に基づいて、①会期について及び②会期日割りについてです。最初に別添4、5ページの「付議予定案件」をご覧ください。今定例会に上程される案件です。

議案第13号から23号までは、新年度30年度各会計予算関係11件であります。

次に24号から27号までは、29年度補正予算4件です。議案第24号、29年度一般会計補正予算第8号。総額は増減あわせて約5754万円減ということで、今、予定されております。記載はございませんが、主な内容を言います

と、介護保険特別会計における介護サービス給付費の増加に伴う繰出金の調整、米の効率的・高収益な生産出荷体制の確立に対する取組みの事業実施予定者の申請とりやめに伴う補助金の減額、売上高の拡大、経営コストの減縮など先進的な農業経営の確立に向けた取組みに対する補助金の増額ということで農林課関係の補正予算があります。そのほか、旧市営高柳市営住宅2号棟の解体撤去に伴うアスベスト除去費と跡地整備工事の増額、災害弔慰金の補正を行うものということで、3委員会に関係する補正予算となっております。次、議案第25号、29年度簡易水道事業特別会計補正予算第3号については、年度内に完了が見込めない簡易水道費と簡易水道統合整備事業について、繰越明許費の設定を行うものです。議案第26号、29年度高柳工場団地特別会計補正予算第1号は、本年度事業費がほぼ固まったことから、減額補正を行うもの。議案第27号、29年度介護保険特別会計補正予算第5号については、介護給付費の増に伴い各サービスの給付費及びそれに伴う歳入を補正するとともに、第6期介護保険事業計画期間の最終年度において予算が不足することから、新潟県財政安定化基金貸付金を借り入れするものであります。

次に指定管理者関係は2件ということで、議案第28号、新潟県妙高高原博物展示施設。これは、妙高高原ビジターセンターになるんですけども。それと議案第29号、妙高高原観光案内所。これは、ともに4月から指定管理をするためのものです。

次に条例関係のうち、現年度施行分としては4件あります。議案第30号から議案第33号になります。まず、議案第30号につきましては、個人情報保護条例の一部改正。これ、総務課になります。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正を受け、個人情報の定義を明確にするものであります。議案第31号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正。これ、財務課になります。町内会等の団体から集会施設敷地として寄附を受け、無償貸付を行っている市有地について、認可を受けた地縁団体に譲渡できる規定を加えるものです。議案第32号は、都市公園条例の一部改正、建設課です。都市公園法などの一部改正に伴い、運動施設の面積割合などを規定するものです。次、議案第33号、雇用促進住宅駐車場設置条例の廃止。建設課になります。雇用促進住宅ひだのり宿舎及び妙高高原宿舎の民間への売却に伴い、駐車場の用途を廃止するものです。

次に条例関係のうち、新年度施行分としては20件であります。議案第34号から53号になります。議案第34号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正、これ、総務課になります。平成30年1月に設立された一般社団法人妙高ツーリズムマネジメントに市職員を派遣したいことから、派遣職員の待遇等を定めた条例に法人名を規定するものです。議案第35号、総合計画審議会条例の一部改正、これ、企画政策課になります。第3次総合計画の策定にあたり、総合計画審議会の所掌事務について、総合戦略に関する要素を加えるとともに、委員構成について、多方面から各種人材を選任したいことから、条例を改正するものです。議案第36号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、これも企画政策課になります。総合計画審議会において、委員の区分に応じた適切な報酬額を支払いたいことから、新たに条例に規定するという事です。議案第37号、印鑑条例の一部改正、市民税務課です。印鑑登録証明書のコンビニエンスストアでの交付サービスを導入するに伴い、個人番号カードを使用し交付が受けることができるように規定するものです。議案第38号、手数料条例の一部改正、これも市民税務課になります。平成31年2月1日から住民票等のコンビニエンスストアでの交付サービスを導入することに伴い、端末機を操作し、証明書等の交付を受ける場合の手数を新たに規定するものです。議案第39号は放課後児童クラブ条例の新たな設置です。こども教育課になります。地域及び団体へ補助金を交付して運営していました、新井中央小学校区児童クラブを除く7つの児童クラブについて、平成30年度から市が運営主体とするということから新たに条例を制定するものです。議案第40号、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正、これ、こども教育課です。国の基準や子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、支給認定証を任意交付とするなどの条例を改正するものです。次、議案第41号です。新井中央小学校区

放課後児童クラブ条例の一部改正、これ、こども教育課です。国の実施要綱に基づき、特に配慮を必要とする子どもへ対応などの規定を追加するとともに、働く保護者の負担軽減を図るため延長時間を拡充するものなど、そういう規定を行うものです。議案第 42 号、コミュニティセンター条例の一部改正、生涯学習課になります。今、建設を進めている水上コミュニティセンターについて、施設の設置及び管理に関する事項を条例に規定するものです。議案第 43 号、妙高高原メッセ条例の一部改正。生涯学習課です。今年の 10 月から妙高高原支所の機能を妙高高原メッセに移管するにあたってですね、4 月以降、今、指定管理で行っているものを、市が直接、管理をするということで条例を改正するものです。次、議案第 44 号、道路占用料等徴収条例の一部改正、建設課になります。道路法施行令の一部改正により、国及び県の道路占用料が見直されたことから、これに準じた変更を行うものです。次、議案第 45 号、市営住宅条例の一部改正、これ、建設課になります。公営住宅法の一部改正に伴い、認知症の方等の収入の申告義務を緩和するほか、引用条項が変更について、条例を改正するものです。次、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正です。これ福祉介護課になります。指定居宅介護支援サービスの事業の人員及び運営等に関する基準の制定。介護保険法の改正によって、居宅介護支援事業所の指定等に係る権限が県から移譲されるためのものです。次、議案第 47 号から 49 号までなんですが、条例の名称については、ちょっと省略しますが、介護保険法の改正に伴って、基準を改正するものであります。次、議案第 50 号、手数料条例の一部改正。これは福祉介護課が所管します。介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の 4 月 1 日以降の指定・更新の際の手数料を新たに規定するものであります。次、議案第 51 号、介護保険条例の一部改正、福祉介護課になります。介護保険法の改正、第 7 期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料額を改定するもの、それと所得段階別保険料区分、現在 9 段階になっているものを 11 段階にするもの、それと普通徴収に係る納期を 8 期から 9 期にするなどの改正を行うものです。議案第 52 号、国民健康保険条例等の一部改正です。健康保険課の担当になります。等ということなんですが、3 つの条例改正を一括行います。国民健康保険条例、国民健康保険税条例、国民健康保険財政調整基金条例という 3 つの条例になります。制度の都道府県単位化に伴い、税率等の改正を行うもの。国民健康保険税の納期を 8 期から 9 期に変更するものなどの改正であります。続きまして、議案第 53 号、後期高齢者医療に関する条例の一部改正、健康保険課になります。高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、保険料を徴収すべき被保険者の規定に、病院等に入院、入所、入居中の被保険者に対する住所地特例に関する引用条項を追加するものということになります。

次に人事案件は 3 件であります。議案第 54 号、妙高市公平委員会委員の選任同意について、総務課になります。議案第 55 号につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、これも総務課になります。諮問第 1 号、人権擁護委員候補者推薦に対する意見について、これ市民税務課になります。そのほか、点線で囲ってありますが、追加議案としてですね、農業委員会員の任命同意についてということで、一人辞退されたということから、追って追加議案が提出されるということになっています。

すいませんが、レジメ 1 ページに戻ってください。以上のように、案件につきましては、合計 44 件、追加議案を含めると 45 件であります。会期としては、本会議 6 日、委員会 3 日、休日 12 日を含む 21 日が必要で 3 月 2 日から 3 月 22 日までと考えております。

次に、この会期 22 日間を前提とした②会期日割りについてですが、6 ページ日割り表の案をごらんください。3 月 2 日は 10 時開会、先に 9 時 20 分から全員協議会を開催します。本会議は、新年度関係以外の 29 年度補正予算と、それと新年度関係以外の条例の提案があります。それに対する総括質疑、委員会付託となります。質疑回数は 3 回、所管委員会の制限があります。3 月 6 日、7 日は一般質問です。6 日についてなんですが、先般の連絡では 10 時としておりましたが、妙高中学校の卒業式が 9 時 30 分から 11 時まで開催されることから、午後 1 時からの開催とし

6日、7日の両日の会議時間を延ばすことで、運営できるのではないかと考え、このような案とさせていただきます。3月9日、12日は時間を早めて9時30分から新年度予算関係議案の提案があり、それに対する通告による総括質疑があります。質疑が終わった後に委員会に付託されます。

14日から16日は10時より委員会です。各委員会順は委員長間にて協議願います。

22日は午前10時から本会議です。各委員長報告、質疑の後、討論、採決となります。人事案件については上程され、提案説明、質疑、採決となります。公平委員と固定資産評価審査委員の人事案件については、議会運営マニュアルで、委員会付託せずに簡易採決と決められております。追加提案が予定されている農業委員会委員の任命同意につきましても、この後、その取扱いを協議していただきます。

欄外に記載のとおり一般質問締め切りは初日3日前2月27日の正午、総括質疑締め切りは一般質問初日の3月5日午後3時であります。以上です。

○委員長（高田保則） ただいま①会期について説明がありましたが、2月22日告示、3月2日召集。付議予定案件は44件。この審議のため、合計21日間を要するというので、会期は3月2日から3月22日としたいものであります。この会期を前提とした日割りについては、別紙のとおり説明がありましたが、①会期と②会期日割りについて何かございませんでしょうか。一般質問の1日目、6日の開始時間、午後1時ということでございますが、それを含めて、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（高田保則） よろしいでしょうか。じゃあそのように進めさせていただきます。お諮りします。会期、日割りについて、ただいま説明のとおりとすることでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） ご異議なしと認め、会期と日割りについては、このように決定します。次に日割りのうち委員会審査の順番について委員長間でご協議願います。暫時休憩いたします。

休憩 午前9時45分

再開 午前9時45分

○委員長（高田保則） 休憩を解いて会議を続けます。では、委員会審査については14日産業経済委員会、15日総務文教委員会、16日建設厚生委員会ということに決定しました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） ご異議なしと認めます。次に一般質問の通告締め切りが2月27日正午、予算総括質疑の通告締め切りが3月5日午後3時でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） ご異議なしと認め、通告締め切りについてはこのように決定します。

お諮りします。一般質問と総括質疑の割り振りについては通告順となりますし、必要な日数は過去の例をみながら決めることとしますが、順番、日割りは議会運営委員会が開催せずに、私、委員長にご一任いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） ご異議なしと認めます。一般質問、総括質疑の割り振りについてはこのように取り扱いをいたします。

○委員長（高田保則） 次に③議事日程について事務局の説明を願います。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） レジメ 1 ページ下、③の議事日程について説明をいたします。別紙 7、8 ページ議事日程第 1 号、3 月 2 日分をあわせてご覧ください。

○委員長（高田保則） 暫時休憩します。

休憩 午前 9 時 48 分

再開 午前 10 時 44 分

○委員長（高田保則） 議会運営委員会、休憩を解いて会議を続けます。次に、③の議事日程について事務局の説明を願います。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） レジメ 1 ページ下、議事日程について説明をいたします。別紙 7、8 ページ議事日程第 1 号 3 月 2 日分をあわせてご覧ください。日程として書いてありませんが、市長の招集あいさつがあります。議事日程の第 1 から第 3 については記載のとおりです。第 4 は閉会中における委員会調査報告で、議会運営委員長から報告となります。第 5 は意見書の発議です。この後、案文等を審議していただきますが、核兵器禁止条約に賛同し、批准を求める意見書の上程から採決までということで予定しております。第 6 は、議案第 30 号、31 号は、総務文教委員会へ付託。第 7 は、議案第 32 号、33 号で建設厚生委員会へ付託。第 8 は議案第 24 号から 27 号まで、29 年度会計補正予算です。24 号は分割して所管委員会へ、25 号、26 号は産業経済委員会へ、27 号は建設厚生委員会へ付託されます。第 9 は施政方針演説となります。初日はこれで終了です。

3 月 6 日から 3 月 7 日、日程第 2 号と 3 号は本会議一般質問であります。なお、2 日間の日程は通告人数により、2 日目は休会となります。

3 月 9 日、日程第 4 号、本会議新年度関係議案予算審議であります。別紙 9 ページを併せてご覧ください。第 2 から第 4 は、提案説明のあと質疑となります。質疑についてですが、所管の所属委員会の委員は質疑できません。また、質疑は議案ごとに 3 回以内という制限があります。付託先についてですが、第 2 は総務文教委員会、第 3 は建設厚生委員会、第 4 は産業経済委員会となります。第 5 は新年度関係予算です。提案説明後、通告による総括質疑が行われます。最後に委員会へ付託されます。この第 5 については、3 月 12 日までに延会される場合があります。

8 ページへ戻ってください。3 月 9 日、12 日については、今ほど説明いたしました。次は 3 月 22 日、最終日ですけども、この間にですね、委員会があるわけですが、ここでは記載は省略しております。

3 月 22 日、日程第 6 号、最終日、この日は午後 10 時からとなります。付託案件について委員長報告、質疑、討論、採決となります。人事案件は提案説明、質疑、採決となります。農業委員会委員の任命同意が追加の予定の見込みとなっております。

なお、閉会后その場にて退職課長の挨拶の時間をいただく予定となっております。

以上で、レジメ 2 ページまで戻って③議事日程までの説明をいたしました。

○委員長（高田保則） ただいま議事日程について説明がありましたが、これらについて何かございますか。堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 日程の件で、一般質問、今回 6、7 と、6 日の日、1 時からということで、通常であれば二日間とって、二日目の午後である程度調整すると思うんですけど、今、午後 1 時からですと、おそらく、どっちにしても 1 日半で、全部入れちゃってですね、1 日半でやり切るということですね。確認ですけど。

○委員長（高田保則） 先日ちょっと打合せしたんですが、午後からということで、6 日の日は 4 人ということで、予定しております。事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 通常であれば、一日という予定ですが、1 時から開始ということで、2 時間、時間的にはおすわけなんですけど、それぞれ時間を 1 時間づつでも延長してできるのではないかという案でありますし、人数に

つきましては、一般質問の出てきた人数にもよりますので、それは対応できるのではないかというふうに思っております。

○堀川委員（堀川義徳） 人数、振り分けはお任せなんですけど、要は一日半で全て終わらすということだけ確認させていただきます。

○委員長（高田保則） そういうことでございます。他にございますか。

〔特に意見なし〕

○委員長（高田保則） ないようでしたら、議事日程については説明のとおりといたします。お諮りします。議事日程について、ただいま説明のとおりとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） ご異議なしと認め、議事日程についてはこのように決定されました。次に、追加議案の有無について、説明願います。事務局長。

○事務局長（岩澤正明） ④追加予定議案の有無についてということで、今日現在なんですけど、皆さんのところにも先週配布されたかと思いますが、農業委員会委員の任命同意について予定されております。これ以外は今の所ありません。

○委員長（高田保則） 追加議案として、農業委員会委員の任命同意があるということですが、議案の取り扱いは、他の人事案件と同様に、最終日に上程し、提案説明、質疑、無記名投票による採決としたいと思います。お諮りします。追加議案の取り扱いについては、説明のとおりとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） ご異議なしと認めます。農業委員会委員の任命同意についてはこのように決定されました。

○委員長（高田保則） それでは次に、⑤請願、陳情、及び⑥要請の受付状況について、一括説明願います。事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 本日現在の状況ですが請願、要請についてはありません。なお、後ほどご審議いただく「核兵器禁止条例に賛同し、批准を求める意見書」についてなんですけど、同じ趣旨の意見書採択の陳情がありました。郵送による陳情でありましたので、その写しを議員レターケースに入れ情報提供したところであります。それと、もう一件なんですけど、先週の金曜日、同様に郵送により陳情があったものなんですけど、障がい者の暮らしの場の充実を求める意見書というものがございましたので、それについてもレターケースに入れさせていただきました。

以上です。

○委員長（高田保則） 請願、陳情、要請については、説明のとおりです。なお、本日以降招集日3日前まで提出がある場合には改めて議運は開催せずに、その取扱いは議長に一任いただきたいということでお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

2) 全員協議会報告事項

○委員長（高田保則） 次に2) 全員協議会報告事項について説明願います。事務局長。

○事務局長（岩澤正明） レジメ3ページになります。①執行部側の全協につきましては、すいませんが、全協について、ここまで進ませるはずだったんですが、省略させていただくというか、終わったということでご承知のほうお願いいたします。②議会側の全員協議についてです。3月2日、初日の9時20分からです。一般質問日程の割り振りについて、それと議会運営委員会における議会改革の検討状況について、平成30年度予算、議会費の概要について、妙高市議会議員倶楽部の平成29年度収支報告について、それと本日決まった定例会運営の内容、それと意見書の提出について、報告があります。③執行部側の全協になります。3月2日、本会議終了後になります。3つ予定

されておりまして、一つ目は、妙高市立第三・斐太南・矢代保育園統合園の園舎整備について、二つ目は平成 30 年度税制改正に伴う条例の改正概要と対応について、三番目が上越地域ご当地ナンバー検討会等の検討状況についてであります。なお、1 番目の園舎整備と 3 番目のご当地ナンバーの件は、30 年度予算に関係するというので、質疑なしでお願いしたいと思っております。また、この 2 件については準備、手続きの都合上、26 日に郵送する予定となっております。次に、④議会側の全員協議会ですが、3 月 12 日本会議終了後、政務活動費の報告及び交付申請について説明をしたいと考えております。以上です。

○委員長（高田保則） ただいま、全員協議会について説明がありました、何かご意見ありますか。

〔意見等なし〕

○委員長（高田保則） では、そのように進めたいと思います。

3) 核兵器禁止条約に賛同し、批准を求める意見書の提出について

○委員長（高田保則） 3) 核兵器禁止条約に賛同し、批准を求める意見書の提出についてを議題とします。議事日程とあわせて説明をお願いします。事務局長。

○事務局長（岩澤正明） ページについては 11 ページをご覧ください。妙高市においては非核平和都市宣言を行っていること、また、北朝鮮のミサイル発射と核実験に抗議する決議等を事件ごとに行っているということから、日本が国連で採択された核兵器禁止条約へ批准することを求めたいものです。このことについては、先般行われた会派代表者懇談会において、市議会として意見書を発議することで意見がまとまったことから、議長から意見書の提案があったものです。

なお、県内においては新潟市議会が昨年 12 月定例会において、同様の意見書を採択しております。また、新潟日報の 1 月 22 日の記事によりますと、全国では 23 都道府県 113 議会で意見書が採択されております。

お手元に、議長案として意見書案を示させていただきました。朗読したいと思います。

〔朗読開始〕

核兵器禁止条約に賛同し、批准を求める意見書（案）

広島・長崎の被爆から 73 年、昨年 7 月国連において「核兵器禁止条約交渉会議」が開催され、国連加盟国の 63% にあたる 122 か国という多数の賛成によって、核兵器禁止条約が採択された。

この核兵器禁止条約の採択は、被爆体験の悲惨さを語りながら核兵器廃絶を訴えてきた被爆国日本の切実な願いであり、歴史的な大きな前進である。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止するものとなっている。また、条約は核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しており、同時に被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものである。

隣国である朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の今日の状況を直視するとき、今こそ核兵器禁止条約に参加し、日本がその先頭に立って国際平和に貢献すべきである。

妙高市は、平成 21 年 9 月「非核平和都市宣言」を行い、核兵器を廃絶し地球上のすべての人々が平和に暮らし続ける世界の実現を強く願っている。

以上の趣旨から、妙高市議会は政府に対し、核兵器禁止条約への賛同と批准の手続きを早急に進めるよう、次の事項の実施を要望する。

1. 戦争被爆国である日本の政府は、核兵器禁止条約に署名・批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成30年、新潟県妙高市議会。

〔朗読終了〕

意見書の送付先は、衆・参議長、内閣総理大臣、外務大臣を予定しております。提案者、賛同者等はこの後決めていただきます。日程ですが、初日本会議、議会運営委員会視察報告の後に上程したらどうかと考えています。提案説明、質疑、討論、採決の順となります。即決となりますので、採決は起立採決となります。

以上、案であります。

○委員長（高田保則） ただいまの説明について何かございませんか。渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） この意見書の案はよく作ってもらっております。それで、中頃にも書かれているように「また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しており」と書かれているんです。ただ、その後で頂いた、県の被爆者の皆さんや他の協議会の連名でもらったのにありますと、条約の調印を書かれているところまで一緒なんですけど、加えまして、それまでの間はオブザーバーとして、条約国会合及び再検討会議に参加することというのを付け足してあるんですね。これは、具体的な意味で言えば、うちの意見書の案のものを具体的にした、梯子をかけたという点では、まあそれまで何もしないのかということ、その間を埋めるという意味では大事なような気がするんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（高田保則） 今、渡辺委員からそういうご意見がありましたけども。小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 最低限、この禁止条約に賛同してくれということに絞り込む意義というのは大きいかなと思います。他の飯山市だとか、近隣の状況を見ますとですね、そこら辺に絞り込んでいるところあるようです。当市においては、非核平和都市宣言をしているという基本的な事項を踏まえてですね、渡辺委員の言われる中間的な段階での、今何もしないで見ているだけでいいのかということも当然あるし、必要性も分かるんですけども最低限この核兵器禁止条約に賛同してくれということが訴えるべきことかなというふうに思います。核兵器にかかわらず戦争をなくす、戦争をしてはいけないということについては、この間いろんな方から聞いております。実際の戦争の体験者がだんだん少なくなっていく中でですね、貴重な意見、被爆体験だとか、戦争体験というのを市民一体となってですね、引き継いでいく。この意味を大きく取り上げるべきではないかなというふうに思っております。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今、あの丁寧に、思いを語っていただきましたけど、私はゼロサムでなくて、意見書は来たけど、こんなの関係ないやと言え、それでゼロなんです。永遠にゼロになってしまう可能性もあるんで、とりあえず日本政府がやっぱり参加したほうがいいのか、どうのこうのと調印したほうがいいのか、と思ってもらうためには、その途中での梯子をかけておくことが大事ではないかなと思うのが私の意見であります。

○委員長（高田保則） ほかに意見ございませんか。渡辺委員の意見は、この次に批准するまでの間に日本も関与すべきだということを入れろというんです。その辺はいかがですか。堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） これ非常に難しいですね。当然、政府は政府でですね、ああいった、核というものに対して被爆国ですので、批准を求めるこういったものもありますし、国は国として安全保障の関係上でなかなか簡単に入れないということで、アイキャンの女性の事務局長も話していましたが、日本政府としては政府の国としての考え方というか、いろんなお付き合いの関係もあるので無理かもしれないが、一国民だったり、地方議会が声を出してくれということ、そういったところがいろんな議会とか、そういった市民団体が声を出して、政府を動かしてくれということ、私はずっと妙高市議会として、一地方議会として、とにかくこういった核兵器禁止条約に参加してくださいということに意義があるのかなと、その中身、渡辺委員言われるその梯子を途中までなんかやるという具体策というよりも、妙高市議会として参加してくださいということメッセージとして

出すのに意義があるのかなというふうに思っていますので、そこまで、中身はまだいいのかなというふうな気がしますが。

○委員長（高田保則） ほかにございませんか。副委員長。

○副委員長（佐藤栄一） 私も、まずは条約に賛同するということをアピールしていく、それ前面に出していくことが筋ではないかな。代表者会議のときにもその辺の話で、議会に出したらどうかというふうになっているわけで、他からオブザーバーという話も来ましたが、これはこれとして、まず一本これを出すということに重点を置いた方が、私は全議員、会派の話し合いをした中のことですので、それでやっていった方がいいのではないかなと思っています。

○委員長（高田保則） 決を採るというわけではないんですが、今、大方のご意見は、まずは今の署名を批准するというので、一本に絞ったほうがいいんじゃないかというご意見が多いようでございますが。渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 皆さんの意見、代表者会議でも、これ来る前でしたからそう言ったんですけどね。皆さんの勇気は称えたいと思っているんです。政府与党が批准しない、しなくともよいという方針にも関わらず、ここでもかく、批准するように、署名するよにと声を挙げるということは、皆さん非常に勇気のある行動だと思って、私関心しているんです。そういう点では、その気持ちを大事にしたいと思っていますから。私が言ったのは、じゃあ、核の問題、将来的には核廃絶だと言っているけど、当面は核どんどん増強しているんじゃないかみたいな恰好に言い訳にしないようにしたいと思っているから言っただけであって、当妙高市議会において、どういのを批准するか、意見書として採択するかについては、いろいろな思いはありますが、皆さんが今の時点で一致できるなら、このままでも構わないと思っているんですけど。皆さんの決断に敬意を表します。

○委員長（高田保則） いろいろご意見をいただきましたけども、今回は、この批准をするということで、1の戦争被爆国である日本の政府は、核兵器禁止条約に署名・批准することということで、意見書を出すということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） ありがとうございます。そういうことで、この案どおりに意見書を提出したいと思います。なお、意見書の送付にあたり語句などの調整があった場合は議長に一任願います。また、送付先は先ほど説明がありました。本会議では議長一任ということでお諮りしたいと思いますので、よろしく願いいたします。それから、次に提案者、賛同者についてですが、いかがいたしますか。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 09 分

再開 午前 11 時 11 分

○委員長（高田保則） 休憩を解いて、会議を進めます。提案者、賛同者についてですが、いかがいたしましょうか。恒例ですと、議運が提案者になるということですね。今までとおり、提案者は議会運営委員長高田、賛同者は議会運営委員全員ということで提案をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） お諮りします。提案者は議会運営委員長高田、賛同者は委員長以外の議会運営委員の皆さんとすることで、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） ご異議なしと認めます。次に、日程についてお諮りします。説明案のとおり、3月2日、本会議において、上程から採決を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） ご異議なしと認め、そのように行います。なお、議会初日の本会議前の全員協議会において、本日の決定事項を承認いただきます。このときに、さきほどの提案に至る経過、ここで説明して承認をいただくということにしたいと思います。

○委員長（高田保則） そのほかに何かございませんでしょうか。ないようですので、以上で議会運営委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前 11 時 13 分